
規 則

高知県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和7年1月7日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第 号

高知県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

高知県流域下水道事業財務規則（令和2年高知県規則第29号）
の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第22条の5第1項」を「第22条の4第1項」
に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

規 則

◎ 高知県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則